NPO 法人　ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

2011 年 3 月 28 日
東京都新宿区四谷 1-21　戸田ビル４階
TEL03-5368-2735　FAX　03-5368-2736
代表　立川　涼

食品安全委員会委員長　小泉直子様

放射性物質の指標値に関する食品健康影響評価への意見その２

食品安全委員会は、以下の点に留意して評価をされたい。

１）１週間の期限に限定されて、評価がおろそかになってはいけません。

食品安全委員会が評価のために利用しようとしている国際放射線防護委員会（ICRP）の文書の多くはリスク管理のための資料です。リスク管理機関から依頼されその中立的科学的評価を行う機関が、その評価の根拠を海外のリスク管理用の資料に依存するのは非常事態とはいえ本末転倒です。ICRP の指針値の元になっている論文やデータを見ない限りリスク評価はできないのが原則です。厚生労働省はすでに暫定的基準値を発効しているので、評価を急ぐ必要はありません。評価に１週間以上かかるのであれば期限を延ばすべきです。

また 3 月 25 日の毎日新聞と日経新聞では、現在の厚労省の暫定基準値の元になっている実効線量を２倍に緩和することを委員会が合意したかのような記事が掲載されています。3 月 25 日の委員会会合を傍聴していた限り、一部の委員から緩和の方向での発言はあったものの、委員会全体で合意された事実はありません。食品安全委員会事務局が先に結論をもって会議を誘導しているという疑いを払拭するためにも、毎日新聞と日経新聞に記事の訂正を求めるよう提案します。

２）緊急時にこそ中立的科学的評価データの提供が必要

緊急時の対応が必要ということは理解できますが、そもそも平常時と緊急時で放射性物質のヒトへの健康影響が変化することはありません。緊急時に変化するのはリスク管理機関の基準値です。リスク評価機関が緊急にリスク評価を求められた場合、リスク管理機関の基準値に合わせてリスク評価の値を安易に緩和するのではなく、基準値の変化がどれだけのリスク上昇を伴うものなのかを定量的に示すことが必要です。その際に前回の意見書にも書きましたが、胎児・乳幼児などのハイリスクグループへの影響を考慮されるよう求めます。

３）暫定的リスク評価であること、時限を決めて再評価をおこなうことを評価書に明示すること

新聞報道では民主党の岡田幹事長が「心配ないものは心配ないときちっと言えることが必要だ。科学的な厳格さを求めすぎれば風評被害になる」と発言しています(*) 。いったん食品安全委員会の評価書が出てしまえば、リスクを管理する側である政府や省庁はそれを専門機関による科学的安全性の証拠として使うことは明らかです。

今回十分な審議期間を取ることなく結論を出すのであれば、リスク評価は緊急時のものであることを明示し、時限（半年もしくは１年）を定めてその後の汚染状況を考慮して再評価を行うということを評価書の中に文言として入れることを提案します。

*http://www.asahi.com/politics/update/0327/TKY201103270127.html

４）ウラン・プルトニウムは検査されているのかを管理機関へ問い合わせ確認すること

放射性ヨウ素、放射性セシウム以外のウランとプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については評価が後回しになっていますが、これらの残留については検査の結果不検出なのか、検査をしていないからデータがないのかが不明です。しかし内部被ばくした場合アルファ核種の方がヒトへ健康影響が大きいことは明らかです。至急管理機関に問い合わせて確認し、その結果を国民に開示されるよう申し入れます。